

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後					現 行						
別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準					別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準						
第1～第4 [略]					第1～第4 [略]						
第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。					第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。						
1. [略]					1. [略]						
2. 現場管理費					2. 現場管理費						
(1)・(2) [略]					(1)・(2) [略]						
(3) 現場管理費率の補正					(3) 現場管理費率の補正						
1) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正については、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。					1) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正については、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。						
2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表3に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。					[新設]						
第6～第10 [略]					第6～第10 [略]						
別表1 [略]					別表1 [略]						
別表2 現場管理費率					別表2 現場管理費率						
(1)－a					(1)－a						
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b					a	b	
ほ場整備工事	42.43%	241.5	-0.1166	21.55%	ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%		
農用地造成工事	31.74%	56.2	-0.0383	25.41%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%		
農道工事	34.70%	94.1	-0.0669	23.52%	農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%		
水路トンネル工事	34.15%	78.5	-0.0558	24.70%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%		
水路工事	44.83%	576.1	-0.1712	16.58%	水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%		
河川及び排水路工事	32.10%	112.2	-0.0839	19.72%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%		
管水路工事	28.97%	84.4	-0.0717	19.10%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%		
畑かん施設工事	34.02%	168.3	-0.1072	18.25%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%		
コンクリート補修工事	37.11%	192.0	-0.1102	19.57%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%		
その他土木工事(1)	39.63%	216.0	-0.1137	20.47%	その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%		
その他土木工事(2)	35.83%	105.0	-0.0721	23.57%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%		
(1)－b					(1)－b						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b					a	b	
海岸工事	27.72%	113.6	-0.0895	17.78%	海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%		

(1)-c

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
干拓工事		<u>24.97%</u>	<u>141.8</u>	<u>-0.1102</u>	<u>13.39%</u>

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
フィルダム工事		<u>33.52%</u>	<u>184.6</u>	<u>-0.0874</u>	<u>26.21%</u>
コンクリートダム工事		<u>22.90%</u>	<u>332.0</u>	<u>-0.1370</u>	<u>15.57%</u>

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	22.72%	$-5.48972 \cdot \log X_p + 59.4977$	7.47%

(1)・(2) [略]

別表5 前払金支出割合による補正 (一般管理費等率)

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	[削る。]
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	[削る。]

(1) [略]

別表6 [略]

(1)-c

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
干拓工事		<u>24.50%</u>	<u>133.8</u>	<u>-0.1077</u>	<u>13.33%</u>

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
フィルダム工事		<u>33.08%</u>	<u>166.5</u>	<u>-0.0828</u>	<u>26.20%</u>
コンクリートダム工事		<u>22.60%</u>	<u>301.3</u>	<u>-0.1327</u>	<u>15.56%</u>

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が40%の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	22.72%	$-5.48972 \cdot \log X_p + 59.4977$	7.47%

(1)・(2) [略]

別表5 前払金支出割合による補正 (一般管理費等率)

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	<u>35%を超え40%以下</u>
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<u>1.00</u>

(1) [略]

別表6 [略]